

2026 年 7 月 13 日

総務大臣 林 芳正 様

第 7 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」に係る地方財政措置に関する要望書

公益社団法人日本図書館協会
学校図書館問題研究会
学校図書館を考える全国連絡会

2026 年 3 月に公表された文部科学省「図書館・学校図書館の運営に充実に関する有識者会議」の報告書「図書館が拓く未来の学びと地域社会」において、学校図書館は、「～学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ～」となることが期待されています。そして、そのためには、「児童生徒の登校時から下校時まで常時開館し、児童生徒が最大限、読書や学びで自由に利用できるようにすることが必要である。」ことと同時に、学校司書については、その専門性を発揮するため「専任化を含めた配置を促進」ともされています。

上記の有識者会議の報告書を踏まえると、第 7 次の「学校図書館図書整備等 5 か年計画」においても、学校図書館図書整備の充実や学校図書館への新聞配備の充実とともに、学校図書館を活用した授業や読書活動その他の教育活動に重要な役割を果たす学校司書の配置の促進が盛り込まれることになると考えられます。

日本図書館協会は、2025 年 9 月に「いつでも開いている学校図書館へー学校司書の配置等に関する提言ー」を公表しました。提言の内容は、「1. すべての学校に、フルタイムで一校専任の学校司書を配置すること 2. 学校司書を学校教育に関わる職員の一員として処遇すること 3. 公的な研修を制度化するなど、学校司書の資質向上を保障すること 4. これらを可能とするため、学校司書の法的位置づけを明確にする学校図書館法の条文改正を行うこと」としています。

私たち学校図書館関係団体 3 者は、提言の実現に向けて次のとおり要望いたします。

- (1) すべての学校に学校司書をフルタイムで 1 校に 1 名配置できる十分な地方財政措置をしてください。
- (2) すべての学校図書館で「学校図書館図書標準」を達成できるよう学校図書館図書費及び新聞配備経費に係る地方財政措置をしてください。

【本件連絡先】

担当： 岡部幸祐（専務理事・事務局長）

Email：okabe@jla.or.jp

電話：03-3523-0811